

# メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口		
					地域	窓口	
15	景観法	<p>良好な景観の形成を図るため、次の5つの行為をする場合は、景観法に基づく届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為</li> <li>・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</li> </ul>	届出	<p>県土整備部 県土利用政策課 (023-630-2581)</p>	山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市、 長井市、河北町、 大江町、金山町、 高畠町	各市町担当課	
					上記以外の市町村		
					村山地域		村山総合支庁建築課(023-621-8235)
					最上地域		最上総合支庁建築課(0233-29-1418)
					置賜地域	置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)	
					庄内地域	庄内総合支庁建築課(0235-66-5642)	